

新潟県条例第27号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第1条 新潟県障害者リハビリテーションセンター条例（昭和39年新潟県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(設置等) 第1条 (略) 2 センターは、身体障害者を入所させ、法第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、 <u>同条第10項</u> に規定する施設入所支援、 <u>同条第12項</u> に規定する自立訓練及び <u>同条第13項</u> に規定する就労移行支援に限る。以下「障害福祉サービス」という。）を行うとともに、診療を行う。	(設置等) 第1条 (略) 2 センターは、身体障害者を入所させ、法第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、 <u>同条第11項</u> に規定する施設入所支援、 <u>同条第13項</u> に規定する自立訓練及び <u>同条第14項</u> に規定する就労移行支援に限る。以下「障害福祉サービス」という。）を行うとともに、診療を行う。

(新潟県あけぼの園条例の一部改正)

第2条 新潟県あけぼの園条例（昭和39年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(設置等) 第1条 (略) 2 あけぼの園は、法第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所及び <u>同条第10項</u> に規定する施設入所支援に限る。以下「障害福祉サービス」という。）を行う。	(設置等) 第1条 (略) 2 あけぼの園は、法第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所及び <u>同条第11項</u> に規定する施設入所支援に限る。以下「障害福祉サービス」という。）を行う。

(新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第3条 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(介護補償) 第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。 (1) (略) (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第11項</u> に規定する障害者支援施設（次号に	(介護補償) 第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。 (1) (略) (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第12項</u> に規定する障害者支援施設（次号に

<p>において「障害者支援施設」という。)に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) (略)</p>	<p>において「障害者支援施設」という。)に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) (略)</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

(新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例の一部改正)

第4条 新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例（昭和43年新潟県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）			
適 用 対 象 者	検 査 の 種 類	使 用 料 等 の 額		適 用 対 象 者	検 査 の 種 類	使 用 料 等 の 額	
		単 位	料 金			単 位	料 金
<p>1 防疫関係検査</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第11項</u>に規定する障害者支援施設の収容者、入居者及び職員</p> <p>(4) (略)</p> <p>(略)</p>	(略)		<p>1 防疫関係検査</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設の収容者、入居者及び職員</p> <p>(4) (略)</p> <p>(略)</p>	(略)			

(コロニーにいがた白岩の里条例の一部改正)

第5条 コロニーにいがた白岩の里条例（昭和46年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>(設置等)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 コロニーは、知的障害のある児童を入所させ、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与え、及び18歳以上の知的障害者を入所させ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、<u>同条第10項</u>に規定する施設入所支援及び<u>同条第12項</u>に規定する自立訓練に限る。以下「障害福祉サービス」という。）を行い、並びに診療を行う。</p>	<p>(設置等)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 コロニーは、知的障害のある児童を入所させ、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与え、及び18歳以上の知的障害者を入所させ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、<u>同条第11項</u>に規定する施設入所支援及び<u>同条第13項</u>に規定する自立訓練に限る。以下「障害福祉サービス」という。）を行い、並びに診療を行う。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第47条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第<u>16項</u>に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第47条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第<u>17項</u>に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (略)</p>

(新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中章、節、条、項及び号の表示に下線が引かれた章、節、条、項及び号（以下この条において「移動章等」という。）に対応する同表の改正後の欄中章、節、条、項及び号の表示に下線が引かれた章、節、条、項及び号（以下この条において「移動後章等」という。）が存在する場合には当該移動章等を当該移動後章等とし、移動章等に対応する移動後章等が存在しない場合には当該移動章等（以下この条において「削除章等」という。）を削り、移動後章等に対応する移動章等が存在しない場合には当該移動後章等（以下この条において「追加章等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（章、項及び号の表示並びに削除章等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（章、節、条、項及び号の表示並びに追加章等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p><u>第7章 削除</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p><u>第7章 共同生活介護</u></p> <p><u>第1節 基本方針（第125条）</u></p> <p><u>第2節 人員に関する基準（第126条・第127条）</u></p> <p><u>第3節 設備に関する基準（第128条）</u></p>

第8章～第12章 (略)

第13章 共同生活援助

第1節～第3節 (略)

第4節 運営に関する基準 (第199条の2～第202条)

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針 (第202条の2・第202条の3)

第2款 人員に関する基準 (第202条の4・第202条の5)

第3款 設備に関する基準 (第202条の6)

第4款 運営に関する基準 (第202条の7～第202条の12)

第14章 (略)

第15章 削除

第16章・第17章 (略)

附則

第5条 (略)

2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であつて、常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者の員数)

第6条 指定居宅介護の事業を行う者(以下この章、第202条の2及び第202条の10第2項において「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として規則で定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。)の員数及びその算定の方法は、規則で定める。

2 (略)

(準用)

第102条 第53条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

(定員の遵守)

第4節 運営に関する基準(第129条～第142条)

第8章～第12章 (略)

第13章 共同生活援助

第1節～第3節 (略)

第4節 運営に関する基準(第200条～第202条)

第14章 (略)

第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例 (第205条・第206条)

第16章・第17章 (略)

附則

第5条 (略)

2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者であつて常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者の員数)

第6条 指定居宅介護の事業を行う者(以下この章において「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として規則で定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。)の員数及びその算定の方法は、規則で定める。

2 (略)

(準用)

第102条 第7条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

(定員の遵守)

第110条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（第197条第1項に規定する指定共同生活援助事業所（第202条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を含む。）にあつては、共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(3) (略)

(従業者の員数)

第115条 指定重度障害者等包括支援の事業者を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く。第118条において同じ。）又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

2～4 (略)

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

第120条 (略)

2 (略)

3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活援助に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

第7章 削除

第125条から第142条まで 削除

第110条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所又は第197条第1項に規定する指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居（法第34条第1項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(3) (略)

(従業者の員数)

第115条 指定重度障害者等包括支援の事業者を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び第197条第1項に規定する指定共同生活援助事業者を除く。第118条において同じ。）又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

2～4 (略)

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

第120条 (略)

2 (略)

3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活介護に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

第7章 共同生活介護

第1節 基本方針

第125条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活介護」という。）の事業は、

利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第126条 指定共同生活介護の事業を行う者（以下「指定共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活介護事業所」という。）に置くべき従業者は、次のとおりとし、その員数及び当該員数の算定の方法は、規則で定める。

- (1) 世話人
- (2) 生活支援員
- (3) サービス管理責任者

2 前項に規定する指定共同生活介護の従業者は、専ら指定共同生活介護事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(管理者)

第127条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活介護事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第128条 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活介護事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない

い。

- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。
- 5 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 6 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 7 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、規則で定める。

第4節 運営に関する基準

（入退居）

- 第129条** 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。
- 2 指定共同生活介護事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
 - 3 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
 - 4 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入退居の記録の記載等）

- 第130条** 指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。
- 2 指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

- 第131条** 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障

害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。
- 4 指定共同生活介護事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 5 指定共同生活介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第132条 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(指定共同生活介護の取扱方針)

第133条 指定共同生活介護事業者は、第142条において準用する第61条に規定する共同生活介護計画（以下「共同生活介護計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びに

その置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活介護の提供を行う場合には、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第134条 サービス管理責任者は、第142条において準用する第61条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- (4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(介護及び家事等)

第135条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活介護

事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第136条 指定共同生活介護事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第137条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入居定員

(4) 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(5) 入居に当たっての留意事項

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 非常災害対策

(8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 秘密保持等に関する事項

(11) 苦情解決に関する事項

(12) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第138条 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活介護を提供できるよう、指定共同生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介護事業所の従業者によって指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことがで

きる場合は、この限りでない。

4 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(支援体制の確保)

第139条 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業者その他との関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第140条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第141条 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

第142条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条及び第95条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第137条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第131条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第131条第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第141条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

第158条 (略)

第158条 (略)

(利用者負担額に係る管理)

第158条の2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(準用)

第160条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条、第77条、第89条から第95条まで、第148条及び第149条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第160条において準用する第92条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第158条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第158条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第160条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第160条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と読み替えるもの

(準用)

第160条 第10条から第19条まで、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条、第77条、第89条から第95条まで、第132条、第148条及び第149条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第160条において準用する第92条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第158条第1項から第4項まで」と、第23条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第158条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第160条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」と

とする。

(準用)

第173条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで、第87条から第95条まで、第147条、第148条及び第158条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第173条において準用する第92条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する第147条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第173条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第173条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第158条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る」とあるのは「規則で定める者に限る」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く」とあるのは「規則で定める者を除く」と読み替えるものとする。

第196条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活

あるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第160条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と、第132条第1項中「入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く」とあるのは「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る」と、同条第2項中「入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る」とあるのは「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く」と読み替えるものとする。

(準用)

第173条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで、第87条から第95条まで、第132条、第147条及び第148条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第173条において準用する第92条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する第147条第1項」と、第23条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者(規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)」の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第173条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第173条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第132条第1項中「入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く」とあるのは「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る」と、同条第2項中「入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る」とあるのは「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く」と読み替えるものとする。

第196条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活

又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者の員数)

第197条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者は、次のとおりとし、その員数及び当該員数の算定の方法は、規則で定める。

(1) (略)

(2) 生活支援員

(3) (略)

2 (略)

(管理者)

第198条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

(設備)

第199条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、第4項から第6項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者の員数)

第197条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者は、次のとおりとし、その員数及び当該員数の算定の方法は、規則で定める。

(1) (略)

(2) (略)

2 (略)

(準用)

第198条 第127条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

(準用)

第199条 第128条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。
- 5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。
- 6 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 7 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、規則で定める。
- 9 サテライト型住居の基準は、規則で定める。

第4節 運営に関する基準

（入退居）

- 第199条の2** 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。
- 2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
 - 3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
 - 4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入退居の記録の記載等）

- 第199条の3** 指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。
- 2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第4節 運営に関する基準

第199条の4 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

4 指定共同生活援助事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第199条の5 指定共同生活援助事業者は、第202条において読み替えて準用する第61条に規定する共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第199条の6 サービス管理責任者は、第202条にお

いて準用する第61条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- (4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(介護及び家事等)

第200条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第200条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第200条の3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(家事等)

第200条 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせてはならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 秘密保持等に関する事項
- (11) 苦情解決に関する事項
- (12) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第201条 (略)

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 (略)

(支援体制の確保)

第201条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第201条の3 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第201条の4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力

(勤務体制の確保等)

第201条 (略)

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 (略)

歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

第202条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条、第95条及び第158条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第200条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第199条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第199条の4第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る」と読み替えるものとする。

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第202条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助(指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画(第202条の12において読み替えて準用する第61条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。)の作成、相談その他の日常生活上の援助(第202条の4第1項において「基本サービス」という。)及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」という。)により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助(以下「受託居宅介護サービス」という。)をいう。以下同じ。)の

(準用)

第202条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条、第95条、第129条から第134条まで、第136条、第137条及び第139条から第141条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第202条において準用する第137条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第202条において準用する第131条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第202条において準用する第131条第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第202条において準用する第141条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第133条第1項及び第134条中「第142条」とあるのは「第202条」と、第134条第3号及び第136条第1項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業所」と読み替えるものとする。

事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第202条の3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第202条の4 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業者は、次のとおりとし、その員数及び当該員数の算定の方法は、規則で定める。

(1) 世話人

(2) サービス管理責任者

2 前項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第202条の5 第198条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

(準用)

第202条の6 第199条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第202条の7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったと

きは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第202条の9に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第202条の8 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあつては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第202条の9 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 入居に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 秘密保持等に関する事項

- (12) 苦情解決に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第202条の10 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

- 2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。
- 3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第202条の11 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
- 3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業員によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第202条の12 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第56条、第61条、第63条、第69

条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条、第95条、第158条の2、第199条の2から第200条の2まで及び第201条の2から第201条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第202条の12において準用する第199条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第202条の12において準用する第199条の4第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第202条の12において準用する第201条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、第200条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第15章 削除

第205条・第206条 削除

第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例

（従業者の員数に関する特例）

第205条 指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活介護の事業等」という。）を一体的に行う指定共同生活介護事業所（以下「一体型指定共同生活介護事業所」という。）及び指定共同生活援助事業所（以下「一体型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき世話人及びサービス管理責任者に関する基準については、第126条第1項及び第197条第1項の規定にかかわらず、規則で定める特例によることができる。

（設備及び定員の遵守に関する特例）

第206条 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所においては、これらの事業所の利用者の数の合計及びその入居定員の合計をこれらの事業所の利用者の数及び入居定員とみなして第128条（第199条において準用する場合

を含む。)及び第140条(第202条において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

附 則

- 1 (略)
(地域移行型ホームの特例)
- 2 平成24年3月31日までに入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等を行うことができる者として知事が認めた者で、この条例の施行の日の前日において現に指定共同生活介護の事業等を行っているものについては、第128条第1項(第199条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該共同生活介護の事業等を行う事業所において指定共同生活介護の事業等を行う場合に限り、この条例の施行の日以降においても指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

- 3 前項の規定により指定共同生活介護の事業等を行う事業所(以下「地域移行型ホーム」という。)における指定共同生活介護の事業等について第128条第2項から第7項まで(第199条において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、第128条第2項中「4人以上」とあるのは、「4人以上30人以下」とする。

(地域移行型ホームにおける指定共同生活介護等の提供期間)

- 4 地域移行型ホームにおいて指定共同生活介護の事業等を行う者(以下「地域移行型ホーム事業者」という。)は、利用者に対し、原則として、2年を超えて、指定共同生活介護等を提供してはならない。

(地域移行型ホームにおける指定共同生活介護等の取扱方針)

- 5 地域移行型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行型ホーム以外の指定共同生活介護事業所若しくは指定共同生活援助事業所(以下「住宅等」という。)において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前項に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

附 則

- 1 (略)
(地域移行型ホームの特例)
- 2 平成24年3月31日までに入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居とする指定共同生活援助(外部サービス利用型指定共同生活援助を含む。以下同じ。)の事業(地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成26年新潟県条例第27号)第7条の規定による改正前の第125条に規定する指定共同生活介護の事業であって、当該事業を行う事業所が同条例附則第2項の規定により指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなされる場合における当該指定共同生活援助の事業を含む。以下同じ。)を行うことができる者として知事が認めた者で、この条例の施行の日の前日において現に指定共同生活援助の事業を行っているものについては、第199条第1項(第202条の6において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該指定共同生活援助の事業を行う事業所において指定共同生活援助の事業を行う場合に限り、この条例の施行の日以降においても指定共同生活援助の事業を行うことができる。

- 3 前項の規定により指定共同生活援助の事業を行う事業所(以下「地域移行型ホーム」という。)における指定共同生活援助の事業について第199条第2項から第9項まで(第202条の6において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、第199条第2項中「4人以上」とあるのは、「4人以上30人以下」とする。

(地域移行型ホームにおける指定共同生活援助の提供期間)

- 4 地域移行型ホームにおいて指定共同生活援助の事業を行う者(以下「地域移行型ホーム事業者」という。)は、利用者に対し、原則として、2年を超えて、指定共同生活援助を提供してはならない。

(地域移行型ホームにおける指定共同生活援助の取扱方針)

- 5 地域移行型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行型ホーム以外の指定共同生活援助事業所(外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を含む。以下「住宅等」という。)において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前項に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

(地域移行型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

- 6 地域移行型ホームにおける指定共同生活援助の事業について第202条又は第202条の12において準用する第61条の規定を適用する場合においては、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第4項に定める期間内に附則第5項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(地域移行型ホームに係る協議の場の設置)

- 7 地域移行型ホーム事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会(以下「地域移行推進協議会」という。)を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(平成18年10月1日前から入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として、指定共同生活援助事業を行う者に関する特例)

- 8 指定共同生活援助事業者(外部サービス利用型指定共同生活援助事業者を含む。以下同じ。)(平成18年10月1日前から入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。)は、第199条第1項(第202条の6において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業を行うことができる。

(経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における従業員の員数に関する特例)

- 9 指定共同生活援助事業者は、平成18年10月1日前から指定共同生活援助の事業を行っている事業所のうち、次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めたものにおいて、指定共同生活援助の事業(外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を除く。次項において同じ。)を行う場合に限り、平成27年3月31日までの間、当該事業所(以下「経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」という。)には、第197条第1項第2号に掲げる生活支援員及び同項第3号に掲げるサービス管理責任者を置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における運営に関する特例)

- 10 経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における指定共同生活援助の事業については、第202条において準用する第61条及び第200条第3項の規定は、適用しない。

- 11 経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業

(地域移行型ホームにおける共同生活介護計画の作成等)

- 6 地域移行型ホームにおける指定共同生活介護の事業等について第142条又は第202条において準用する第61条の規定を適用する場合においては、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第4項に定める期間内に附則第5項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(地域移行型ホームに係る協議の場の設置)

- 7 地域移行型ホーム事業者は、指定共同生活介護等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会(以下「地域移行推進協議会」という。)を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(平成18年10月1日前から入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として、指定共同生活援助事業を行う者に関する特例)

- 8 指定共同生活援助事業者(平成18年10月1日前から入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。)は、第128条第1項(第199条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における従業員の員数に関する特例)

- 9 指定共同生活援助事業者は、平成18年10月1日前から指定共同生活援助の事業を行っている事業所のうち、次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めたものにおいて、指定共同生活介護の事業を行う場合に限り、平成27年3月31日までの間、当該事業所(以下「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」という。)には、第126条第1項第2号に掲げる生活支援員及び同項第3号に掲げるサービス管理責任者を置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における運営に関する特例)

- 10 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における指定共同生活介護の事業については、第142条において準用する第61条及び第135条第3項の規定は、適用しない。

- 11 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業

所の管理者は、第202条において準用する第69条に掲げる業務のほか、第199条の6各号に掲げる業務を行うものとする。

(平成18年10月1日前から指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)

12 指定共同生活援助事業者は、平成18年10月1日前から存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第199条第7項及び第8項（これらの規定を第202条の6において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、基準省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号）第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。

(指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

13 第200条第3項の規定は、指定共同生活援助事業所（外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。次項において同じ。）の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基

所の管理者は、第142条において準用する第69条に掲げる業務のほか、第134条各号に掲げる業務を行うものとする。

(経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所に関する特例)

12 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所において指定共同生活介護の事業等を一体的に行う指定共同生活援助事業所（以下「経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所」という。）については、平成27年3月31日までの間、第197条第1項第2号のサービス管理責任者を置かないことができる。

13 経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所における指定共同生活援助の事業については、第202条において準用する第61条の規定は、適用しない。

14 経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所の管理者は、第202条において準用する第69条に掲げる業務のほか、第202条において準用する第134条各号に掲げる業務を行うものとする。

(準用)

15 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所のうち指定共同生活介護の事業等を一体的に行うもの及び経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所における指定共同生活介護の事業等については、第15章の規定を準用する。

(平成18年10月1日前から指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)

16 指定共同生活援助事業者は、平成18年10月1日前から存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活介護の事業等を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第128条第6項及び第7項（これらの規定を第199条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、基準省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号）第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。

(指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

17 第135条第3項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号）第2条第4号に規定する

準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号)第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

14 第200条第3項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

(1)・(2) (略)

(平成18年10月1日前から存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)

15 平成18年10月1日前から存する法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。)第30条の2に規定する身体障害者福祉ホーム、法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。)第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の8に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通勤寮」という。)若しくは旧知的障害者福祉法第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム(以下「知的障害者福祉ホーム」という。)又は旧精神保健福祉法第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム(これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において行われる指定共同生活援助の事業について、第199条(第202条の6において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、当分の間、第199条第7項中「2人以上10

区分4、同条第5号に規定する区分5又は同条第6号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

18 第135条第3項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条第4号に規定する区分4、同条第5号に規定する区分5又は同条第6号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

(1)・(2) (略)

(平成18年10月1日前から存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)

19 平成18年10月1日前から存する法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。)第30条の2に規定する身体障害者福祉ホーム、法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。)第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の8に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通勤寮」という。)若しくは旧知的障害者福祉法第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム(以下「知的障害者福祉ホーム」という。)又は旧精神保健福祉法第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム(これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において行われる指定共同生活介護の事業等について、第128条(第199条において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、当分の間、第128条第6項中「2人以上10人

<p>人以下」とあるのは「2人以上30人以下」とする。</p> <p>16 (略)</p> <p>17 (略)</p> <p>18 (略)</p> <p>(運営規程に関する経過措置)</p> <p>19 この条例の施行の日前に基準省令第31条（基準省令第43条第1項及び第2項並びに第48条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）、第67条、第89条（基準省令第162条、第171条、第184条、第197条、第202条及び第223条第1項において準用する場合を含む。）、第123条、第135条、第149条（基準省令第213条において準用する場合を含む。）及び第204条又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）附則第7条の規定によりこの条例が施行されるまでの間において同法第19条の規定による改正後の法第30条第1項第2号イ及び法第43条第2項に規定する条例で定める基準とみなされることとされた基準省令第31条（基準省令第43条第1項及び第2項並びに第48条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）、第67条、第89条（基準省令第162条、第171条、第184条、第197条、第202条及び第223条第1項において準用する場合を含む。）、第123条、第135条、第149条（基準省令第213条において準用する場合を含む。）及び第204条の規定に基づき定められた運営規程は、当分の間、第32条（第45条第1項及び第2項並びに第50条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）、第70条、第92条（第150条、第160条、第173条、第186条、第191条及び第211条第1項において準用する場合を含む。）、第109条、第123条、第193条、<u>第200条の3及び第202条の9</u>の規定に基づき定められた運営規程とみなす。</p> <p>20 (略)</p>	<p>以下」とあるのは「2人以上30人以下」とする。</p> <p>20 (略)</p> <p>21 (略)</p> <p>22 (略)</p> <p>(運営規程に関する経過措置)</p> <p>23 この条例の施行の日前に基準省令第31条（基準省令第43条第1項及び第2項並びに第48条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）、第67条、第89条（基準省令第162条、第171条、第184条、第197条、第202条及び第223条第1項において準用する場合を含む。）、第123条、第135条、第149条（基準省令第213条において準用する場合を含む。）及び第204条又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）附則第7条の規定によりこの条例が施行されるまでの間において同法第19条の規定による改正後の法第30条第1項第2号イ及び法第43条第2項に規定する条例で定める基準とみなされることとされた基準省令第31条（基準省令第43条第1項及び第2項並びに第48条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）、第67条、第89条（基準省令第162条、第171条、第184条、第197条、第202条及び第223条第1項において準用する場合を含む。）、第123条、第135条、第149条（基準省令第213条において準用する場合を含む。）及び第204条の規定に基づき定められた運営規程は、当分の間、第32条（第45条第1項及び第2項並びに第50条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）、第70条、第92条（第150条、第160条、第173条、第186条、第191条及び第211条第1項において準用する場合を含む。）、第109条、第123条、<u>第137条（第202条において準用する場合を含む。）</u>及び第193条の規定に基づき定められた運営規程とみなす。</p> <p>24 (略)</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第16項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与し</p>	<p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与し</p>

てはならない。 2 (略)	てはならない。 2 (略)
------------------	------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に第7条の規定による改正前の新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「旧指定障害福祉サービス基準条例」という。)第125条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに旧指定障害福祉サービス基準条例第205条に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、第7条の規定による改正後の新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。)第196条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧指定障害福祉サービス基準条例第196条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所は、新指定障害福祉サービス基準条例第202条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所(次項において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)とみなす。
- 4 前項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、新指定障害福祉サービス基準条例第202条の10第4項の規定を適用する場合には、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。